

組見本 〔B5判縮小〕

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●さしかえない部分はそのま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第2章 各種所得 第5 給与所得

◆住宅取得資金の低利融資を受けていた者がその住宅なくなった場合の経済的利益

Q

私は、2年前に名古屋市で自宅を取得するにあたり、そを勤務先の会社から低利(1.0%)で融資を受けました。この度の人事異動で、仙台支店に転勤することとなり、現在自宅を友人に貸し付けることとしました。この場合、引き続き住宅取得資金の低利融資を受けること利益は課税されるのでしょうか。

A

居住の用に供しなくなった日以降に受ける経済的利益と所得として課税されます。

解説

1 使用者から受ける住宅取得資金の利子に係る経済給与所得者(法人の役員を除きます。)が、自己の住宅や宅地の取得の資金に充てるため、使用人である使用者から無利息又は低い金利でその資金の貸付けの利子相当額又はその支払利息と利子相当額との差利益で平成20年12月31日までの間に係るものについての利益を著しく超える場合を除き、所得税を課税します(措法29条)。

しかし、次に掲げるような事実が生じたときは、応ずる経済的利益については、この非課税の特例が適用されなくなるとされています(措通29-9)。

- ① その住宅等を他の者に譲渡し又は貸与したとき
- ② その住宅等を居住用以外の用途に改造し又は
- ③ その他その住宅等...に用い供さ

解説

適用対象者

1 適用対象者
青色申告書を提出する個人とされています。

対象設備の範囲及び要件

2 対象設備の範囲及び要件
対象設備の範囲及び要件は、次に掲げる情報通信機器等(情報に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウェア等)であって、それぞれ次に定める要件を満たすほか、平成18年1日から平成20年3月31日までの期間内に、製作後事業の用に供さることのない300万円以上の情報基盤強化設備等を取得し、又は製作これを国内にある適用対象者の事業(貸付の用を除きます。)に供されなければならないという要件です。

なお、他の特別償却、税額控除等の適用を受けるものは、対象設備ではありません。また、情報基盤強化設備等を取得した場合はありますが、物品賃貸業者から賃借したリース情報通信機器等を事業の用に供した場合(教育訓練費に係る所得税の特別控除(措法10条の7)の特例を適用する場合を除きます。)には、事業所得に係る所得税額の20%の限度以内で、リース費用の10%を税額控除する制度もあります(措法10条の

第4章 必要経費 第8 減価償却費

◆情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却

Q

私は青色申告者です。事業の合理化のため、300万円の予算で、コン数台、デジタル複写機、ソフトウェアの購入を考えています。パソコン等の設備には、特別償却や税額控除が認められますが、ソフトウェアはどのように取扱うのでしょうか。

A

ソフトウェアについても一定の要件に該当する場合には、特別税額控除の適用があります。なお、この制度の内容は解説の

所得税の取扱いをめぐる 重要な事項をわかりやすく解説!

所得税質疑応答集

編集 所得税法研究会

●多様なケースに対応する決定版

所得税の取扱いをめぐる重要な事項や、判断の難しい問題を網羅し、これを事例に即して一問一答形式でわかりやすく解説したもので、通常の実務において起こるさまざまな疑問を解消し、具体的問題の解決に役立つ決定版です。

●わかりやすい問答、便利な事項索引

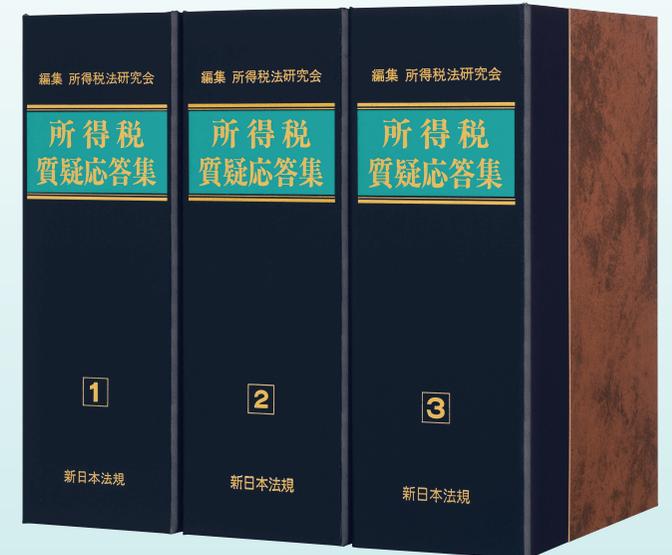
各項目では具体的な設問に対して簡潔・明解に回答を示すとともに、その根拠となる法令・通達の規定を引用しながら詳しく解説していますので、必要な知識が容易に得られ理解の幅も広がります。また、巻末に掲載した事項索引により、知りたい事項が簡単に探し出せます。

●税務関係者必携の実務指針書

税務行政の担当官の執筆による確かな実務指針書で、税務職員・公認会計士・税理士などの専門家から企業の税務担当者までご利用いただける内容です。

追録購読者特典

無料で電子書籍版を利用できます。



加除式・B5判・全3巻・ケース付
総頁5,020頁
定価22,000円(本体20,000円) 送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

(2024.4) 323-1 ②

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



掲載内容

第1章 総則

第1 納税義務者

- 所得税の課税所得の範囲
- 海外デザイナーに支払ったデザイン料に係る源泉徴収
- 居住者と非居住者との区分
- 居住者・非居住者の区分（公社・公団の職員及びその家族）
- 海外赴任後1年未満で帰国した場合
- 役員 の居住者と非居住者の判定
- 米国人家族の居住者と非居住者の判定
- 過去に外交官として国内に居住していた場合の非永住者の判定
- 外国船舶の乗組員の住所の判定
- 非永住者の国外払い給与
- 外国人研修生に対する研修手当
- ボランティア団体に対する課税
- 構成員課税の対象となるキャリアード・インタレストの判定

第2 非課税所得

- 非課税所得の概要
- 雇用主から受ける死亡見舞金や遺族が受ける恩給、年金はどうか
- 錢別にも税金がかかるか
- ホームステイ実施機関を通じて支給される謝礼金
- 保険事故が発生した場合に受け取る保険金
- 死亡保険金を一時金で受け取った場合の所得
- 親族の傷害保険金を受領した場合
- 疾病により重度障害者となった者以外の親族が保険金の支払を受けた場合
- 就業不能状態からの復帰を支援する一時金
- メーカーが掛金を負担した交通傷害保険の保険金
- 生前給付型生命保険の給付金
- 重度慢性疾患保障保険に係る重度慢性疾患保険金
- 航空機事故により旅行会社から受領した死亡補償金

第3 所得の帰属

- 家賃の受取人と不動産の名義人が異なる場合
- 賃貸料収入の帰属先
- 担保物件から生ずる所得の帰属
- 駐車場の事業主の判定と所得の種類
- 妻名義の免許等により行っている事業の所得の帰属
- 生計を一にする親族が共に自由職業者である場合の所得者
- 夫婦財産契約を締結している場合の所得の帰属
- 未分割財産に係る相続人の不動産所得
- 相続で限定承認により取得した賃貸用家屋から生ずる不動産所得
- 消費税の税込経理方式を採用している者が死亡した場合の消費税の還付金の帰属
- 土地を無償で借り、駐車場経営をしている場合の所得の帰属
- 医業を共同事業としている場合の社会保険診療報酬に係る源泉徴収税額の取扱い

第4 納税地

- 住所・居所の意義
- 死亡した者に係る所得税の納税地
- 住宅を売却して出国する場合の納税地
- 公務員の納税地
- 申告は事業所のできるか
- 納税管理人の納税地を納税地とすることができるか
- 貸事務所所在地を納税地とすることができるか
- 勤務地を納税地とすることができるか
- 納税地の変更又は異動がある場合の手続

第2章 各種所得

第1 利子所得

- 利子所得の範囲
- 利子所得の課税制度
- 利子所得の非課税制度
- 外国にある銀行の預金利子の課税方法
- 金融機関の店舗の分割があった場合の異動申告書
- 数口の納税準備預金のうち一つのものから目的外払出しがあった場合
- 納税準備預金から年末調整による源泉徴収超過額還付金を引き出すことは、納税目的の引出しに当たるか
- 身体障害者手帳の交付を受けている者が保護者である場合の障害者等の範囲
- 身体障害者手帳等を交付申請中の者に対するマル優の適用
- 有価証券の購入時に保管の委託等をしなかった場合、障害者等マル優制度の適用を受けることができるか
- ネットバンクでのマル優の適用
- 使用人から役員となった者の勤務先預金
- 外貨預金の利子
- 少人数公募債の利子
- 育児休業期間中の財形住宅貯蓄の利子

第2 配当所得

- 配当所得の範囲
- 配当所得の課税の方法
- 上場株式等の配当等の課税方法の選択
- 外国上場株式に係る配当所得の総合課税と申告分離課税との選択及び上場株式等に係る譲渡損失との損益通算
- 上場株式等の配当の課税方式
- 配当所得の申告不要を選択した場合の選択の変更
- 従業員持株会の株式に係る配当金
- みなし配当所得とは
- 消却株式の取得が市場取引で行われた場合のみなし配当課税の取扱い
- 組員が死亡脱退した場合のみなし配当相当額の取扱い
- 持分会社の死亡退社に伴う払戻請求権価額相当額が出資金額を超えた場合のみなし配当
- 全部取得条項付種類株式の取得の対価として子会社株式が交付された場合
- 少額配当の一部の申告はできるか
- 中間配当がある場合の少額配当の扱い
- 確定申告済みの少額配当の撤回
- 株式を取得するために要した負債の利子
- 株式を取得するために要した負債の利子の計算
- 配当落調整額の取扱い
- 会社の役員が配当金の受領を辞退した場合
- 名義失念株の配当
- 配当所得と配当期待権

第3 不動産所得

- 土地の賃貸に伴い受けた契約金
- 借地権の設定により受け取る対価の所得区分
- 借地権の更新の対価
- 借地契約の更改に伴う収入の所得区分
- 不動産特定共同事業から出資者へ分配される損益
- 不動産賃貸に際し、無利息で預かる保証金についての経済的利益
- 借地人の費用負担で借地が宅地造成された場合の地主に対する課税
- 事業に至らない規模の不動産貸付けにおいて未収家賃が回収不能になった場合
- オーダーリース契約での保証金返還義務免除益
- 同族会社が代表者に対し支払った土地賃貸に係る一時金、借地権、賃貸料の所得
- 不動産の貸付けが事業として行われているか否かによる課税上の相違
- 共有する建物の貸付けが事業的規模かどうかの判定（1）

- 共有する建物の貸付けが事業的規模かどうかの判定（2）
- 一括貸付けの場合の建物の貸付けが事業的規模かどうかの判定
- 土地の貸付けが事業的規模かどうかの判定
- 供託された家賃収入
- 未分割遺産の貸家から生ずる家賃収入
- 代償分割により賃貸用家屋を相続取得した場合の借入金利子の取扱い
- 遺言による相続分が争いとなっている場合の遺産から生ずる不動産所得
- 遺留分侵害額請求を行った場合の課税関係

第4 事業所得

- 事業所得計算上の収入や経費
- 取引をやめる条件で受けた補償金
- 事業所の立退きに伴う休業補償
- 製材業者が買入れた山林を譲渡した場合の所得区分
- 販売目的の土地を一時的に貸し付けたことによる収入
- 貸金業者が代物弁済等により取得した資産を賃貸したり、譲渡した場合
- 建築工事の工期遅延違約金
- 少額重要資産の売却益の所得区分
- 医師が地方公共団体から受ける損失補償金
- 弁護士顧問料収入
- 無料相談会の報酬
- 旅費・宿泊費等
- 任意組合の事業に係る利益の分配金
- 投資事業有限責任組合の事業に係る分配金
- 個人の不動産業者の土地譲渡に伴う収入等の計上時期
- 土地と建物を一括取得した場合の建物の取り壊し費用
- 紛争解決のために要した費用
- 不動産業者が有していた棚卸資産を廃業後に売却した場合
- 不動産業者の有する土地の一時的な貸付け
- 法人経営に組織変更した後に売却した土地の所得
- マンションを建築し分譲する場合の所得
- 化粧品販売外交員が受ける功労金

- 第5 給与所得**
- 各種委員手当
- 給与所得者の特定支出
- 囑託手当
- 資格取得費の特定支出控除
- 職務上の旅費（宿泊費）
- 学会への参加費用と特定支出控除
- 勤務必要経費の特定支出控除
- 勤務必要経費（在宅勤務）
- キャリアコンサルティング費用の特定支出控除
- 契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した特定支出の取扱い
- 自動車運転手が支給を受ける金銭の所得区分
- 教育訓練費の支出の一部について給付金の支給を受けた場合
- 医師等の休日診療手当
- 医業に係る収入の所得区分
- 非常勤の麻酔医が医療法人から得る報酬の所得区分
- 医師の健康診断業務に対する支払の所得区分
- 出来高払いの給与と所得区分
- 大学教授等が他大学等から受ける非常勤講師報酬

- マネキン（販売員）が支払を受ける報酬
- 会社設立発起人が受ける報酬の所得区分
- キャバクラ店で接客業務に従事するキャストに支払う報酬の所得区分
- 大学教授に支給される研究費等

- 第6 退職所得**
- 退職所得
- 分割で支払を受ける退職金

- 定年退職後に死亡した者に支給される退職金の改訂差額
- 個人事業当時の勤続期間を通算して退職給与を支給することとしている場合の勤続年数
- 勤務先が倒産した場合の退職金等
- 倒産により厚生年金基金が解散したときの分配金
- 事業を長男に引き継いだ際に使用人に支給した退職金
- 使用人から役員になった者に支給する退職金
- 使用人から執行役員になった者に対する退職金
- 執行役員と会社との契約関係が雇用契約である場合
- 退職金に代えて生命保険契約の名義変更をした場合
- 退職金に代えて生命保険契約の名義変更をした場合の取扱い
- 同年中の特定役員に対する退職手当と一般の退職手当
- 令和3年12月31日以前の退職者に支払う短期退職手当等
- 短期退職手当等における短期勤続年数の判定
- 退職手当における一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算
- 同一年中に短期退職手当等と一般退職手当等を受けた場合
- 短期退職手当等の源泉徴収税額

- 第7 山林所得**
- 短期間所有の山林と山林所得
- 山林を自家消費した場合
- 山林の火災による損失
- 山林所得の概算経費控除
- 第8 譲渡所得**
- 事業用資産を売却して得た収入
- 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期
- ストック・オプションの従業員からの有償取得
- 株式等を取得した日
- 相続した上場株式の取得価額の名義書換日での判定
- 資本の払戻しの場合の収入金額とみなされる金額
- 合併等の対価への課税関係
- 公募株式等証券投資信託等の併合
- 引越費用の取扱い
- 譲渡のための取壊費用
- 外国に所在する不動産を譲渡した場合の為替差損
- 成年被後見人の居住用不動産を処分する場合の許可申立手続に係る費用の取扱い
- 法人成り（現物出資）の資産の取扱い
- 借家の取用に伴って受ける補償金
- 第一種市街地再開発事業において家族の事情により権利変換をせず補償金を受け取った場合
- 金地金を売却した場合の所得区分

- 第9 一時所得**
- 懸賞等の賞金品
- 企業が発行するポイントを個人が取得した場合の課税上の取扱い
- 一時所得の収入を得るために支出した金額
- 一時払養老保険の保険金額を減額した場合の清算金等
- 固定資産税等を前納したことによる報奨金
- 福利厚生団体の解散によって支払われる一時金の取扱い
- 土地区画整理組合の解散分配金
- 満期保険金の所得計算
- 満期保険金を据え置きした場合
- 一時所得の所得内通算
- 生存給付金付定期保険の生存給付金
- リビング・ニース特約に基づく生前給付金
- 親族の死亡により受けた保険金
- 保険金受取人が2人以上いる場合の課税関係
- 従業員の死亡に伴い事業主が受け取った保険金

- 従業員を被保険者とする保険契約の転換をした場合
- 受け取った立退料
- 他人のビル建築を自己のビルの増築として承諾することにより受けた金員
- 新株予約権の所得区分
- 新株予約権制度の課税関係
- 時効により不動産を取得した場合
- 不動産売買に係る受取違約金
- 契約不履行により受けた損害賠償金
- 取得した手付流れに係る一時所得の必要経費－不動産業者に支払った仲介手数料の取扱い－
- 土地の譲渡所得税等相当額を負担する契約により支払を受けた一時金（追加課税分）の課税関係

第10 雑所得

- 雑所得
- 雑所得を生ずべき業務を行う者の現金預金等取引書類の保存義務の創設
- 原稿料収入に係る取得を生ずべき業務に係る領収証等の保存義務
- 原稿料収入
- 雑所得を有する者の収支内訳書の確定申告書への添付義務
- 公的年金に係る公的年金等特別控除
- 給与所得と公的年金の雑所得を有する場合の公的年金等特別控除額の算定
- 年金の繰上支給により受け取った一時金の取扱い－保証期間付終身年金に係る年金を繰上支給した場合－
- 相続により收受する生命保険契約に基づく年金の課税関係
- 外貨建保険の被保険者が死亡した際に相続する年金に係る所得
- 定期積金の給付補填金は利子所得か
- 外部金融機関を活用した積立貯蓄制度において支給される貯蓄奨励金
- 知人に対する貸付金について受けた謝礼
- 雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期の特例（現金主義の特例）
- 金銭貸付に伴う債務不履行により受ける損害賠償金
- 外国金融機関からの和解金に含まれる運用益相当額
- 本業のかたわら行った商品取引による所得
- 給与所得者がネットオークション等により副収入を得た場合
- インターネットを通じた金融取引（オンライントレード）による所得区分
- 民泊による所得の区分
- 副業収入の所得区分
- シェアリングエコノミーによる所得の所得区分

- 第3章 収入金額**
- 第1 収入金額**
- 第2 収入の帰属時期**

第4章 必要経費

- 第1 公租公課**
- 第2 旅費交通費**
- 第3 海外渡航費**
- 第4 広告宣伝費**
- 第5 家事関連費**
- 第6 棚卸資産**
- 第7 資本的支出と修繕費**
- 第8 減価償却費**
- 第9 繰延資産**
- 第10 資産損失**
- 第11 〔欠〕**
- 第12 引当金、準備金**
- 第13 損害賠償金等**
- 第14 保険料等**
- 第15 その他の必要経費**
- 第16 社会保険診療報酬**

- 第17 必要経費の帰属時期**
- 第18 事業専従者・青色事業専従者**
- 第19 青色申告特別控除**
- 第20 消費税関係**

第5章 損益通算

- 第1 損益通算**
- 第2 純損失又は雑損失の繰越控除**

第6章 所得控除

- 第1 雑損控除**
- 第2 医療費控除**
- 第3 社会保険料控除**
- 第4 小規模企業共済等掛金控除**
- 第5 生命保険料控除**
- 第6 損害(地震)保険料控除**
- 第7 寄附金控除**
- 第8 障害者控除**
- 第9 公的年金控除**
- 第10 寡婦・ひとり親控除**
- 第11 勤労学生控除**
- 第12 配偶者控除及び配偶者特別控除と扶養控除**

- 第13 所得金額調整控除**
- 第14 その他の控除**

第7章 税額計算

- 第1 税額計算**
- 第2 短期所有土地等及び土地等に係る事業所得等の課税の特例**
- 第3 変動所得・臨時所得**
- 第4 〔欠〕**
- 第5 株式等に係る譲渡所得等**

第8章 税額控除

- 第1 配当控除**
- 第2 住宅借入金等特別控除**
- 第3 外国税額控除**
- 第4 政治活動に関する寄附をした場合の所得税の特別控除**
- 第5 その他の税額控除**

第9章 申告、納付及び還付

- 第1 予定納税と減額申請**
- 第2 確定申告**
- 第3 青色申告**
- 第4 更正の請求**
- 第5 延納・納税の猶予**
- 第6 還付の請求**
- 第7 源泉所得税**
- 第8 更正決定等**

第10章 不服申立て

第11章 記帳制度

第12章 非居住者関係

第13章 その他

- 第1 届出**
- 第2 納税証明**
- 第3 復興による特例措置等**
- 第4 災害特別所得税**
- 第5 所得税調査手続の明確化**
- 第6 調書**
- 第7 附帯税**

- 索引**
- 事項索引

- ※第1章～第2章第10の細目次を掲載し、第3章第1～第13章第7は省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。**